

入院時食事療養に関する事項

当院では、『入院時食事療養(Ⅰ)』の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

また、患者さんの病状等に対応して医師の発行する食事せんに基づき、1日3食を限度として特別食を提供しています。

当院では、病棟毎に食堂を備えており、食堂における食事が可能な患者さんについては、食堂において食事を提供するように努めています。

1食当たり標準負担額

一般		550円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯等)	90日目以下の入院	270円
	90日目を超える入院（長期該当者）	220円
低所得者Ⅰ（70歳以上のみ）（老齢福祉年金受給権者）		130円

栄養サポートチーム加算に関する事項

当院では、『栄養サポートチーム加算』の届出を行っており、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士を含む多職種から構成される栄養管理に係るチームが設置されています。

北4階病棟

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時30分から夕方17時15分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は、5人以内です。

夕方16時30分から深夜1時15分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は、13人以内です。

深夜0時30分から朝9時15分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は、13人以内です。